

# ☆新役員選考方法☆

## この選考方法は執行部（本部）役員決めのみに適用します

- 一子一役です
- 次年度の執行部（本部）役員を選考するため、**次年度お子様が2年生～6年生**になる保護者の方が対象です
- 次年度、長子となる子どもでの選考です
  - ここでいう長子とは対象学年内での最高学年の子どもが長子となります
  - ※今年度6年生の子どもは長子ですが、次年度の選考対象学年には該当しないので、6年生を除いた**現1年生～5年生（次年度2年生～6年生）の長子の学年**が選考対象となります
- 執行部（本部）役員をした場合、その子どもでは次年度以降、執行部（本部）役員は免除
  - ※新選考方法は令和5年から適用なので、役員免除も令和6年の役員選考から適用
  - ※下記例を参考にしてください
- 執行部（本部）役員は立候補優先。決まらなければクジで選考
  - ☆事前に配布する立候補用紙を優先としますが、立候補多数の場合、希望した役職につけない場合もあります
  - ☆学年最後の参観後に役員決を行います。（不参加の方用に委任状あり）
  - ☆役員決め当日の立候補もできますが、事前の立候補者を優先とし、役職は後の話し合い等できまります
  - ☆執行部にならなかった方は、例年通り、新年度4月の役員決めで、何らかの委員会に所属してください

### 令和5年度の学年

### 令和6年度の学年

### 令和7年度の学年

#### 《子ども1人の例》



#### 《子ども2人の例》



#### 《子ども3人の例》

